

他の自治体の公文書管理条例に規定されている研修・公文書管理体制

No.		利用請求権 あり：○ なし：×	研修 ※下線は国と同じ箇所 ※太字は歴史的公文書に関する箇所	国と同じ：○ 国に類似：△ 規定なし：×		公文書管理体制
				法1項	法2項	
0	国	○	(研修) 第32条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、 歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。	—	—	—
1	島根県	○	(研修) 第30条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
2	熊本県	○	(職員の責務及び職員に対する研修) 第37条 実施機関及び地方独立行政法人等の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、県民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に行政文書等を管理するよう努めなければならない。 2 実施機関及び地方独立行政法人等は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人等の職員がその責務を果たすことができるよう、当該職員に対し <u>行政文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
3	鳥取県	○	(研修) 第25条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	(文書管理規程) 第10条 実施機関は、 <u>現用公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、現用公文書の管理に関する定め</u> (以下「文書管理規程」という。)を設けなければならない。 2 文書管理規程には、 <u>現用公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> (1)～(5)略 (6) 管理体制の整備に関する事項 【現用文書のみ管理体制】
4	香川県	○	(研修) 第31条 行政機関は、当該行政機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
5	東京都	○	(実施機関の責務) 第4条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならない。</u> 2 知事は、実施機関の職員に対し、 歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならない。	△	○	—
6	愛媛県	×	(研修) 第12条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
7	山形県	○	(職員に対する研修) 第40条 実施機関及び地方独立行政法人は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 知事は、実施機関及び地方独立行政法人の職員に対し、 歴史公文書の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。	○	○	—
8	滋賀県	○	第5章 人材育成 第29条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>現用公文書の管理を適正かつ効果的に行うことができるよう、必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 知事は、その職員に対し、 <u>公文書館における特定歴史公文書等の適切な保存および利用の促進ならびに歴史公文書等の公文書館への適切な移管を図る上で必要な知識および技能を有する人材の確保および資質の向上を図るため、必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずるものとする。</u>	△	△	(管理体制の整備) 第10条 実施機関は、 <u>現用公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。</u> 【現用文書のみ管理体制】

9	高知県	○	(研修) 第34条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 知事は、実施機関の職員に対し、 歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能 を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。	○	○	—
10	兵庫県	×	(研修) 第18条 実施機関及び地方独立行政法人等は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人等の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
11	新潟県	○	(研修) 第27条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
12	三重県	○	第6章 人材育成 第38条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うことができるよう、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 知事は、実施機関の職員に対し、 歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能 を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。	△	○	—
13	長野県	○	(職員の責務及び職員に対する研修等) 第32条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、県民の立場に立ち、責任を自覚するとともに、誠実に公文書等を管理するよう努めなければならない。 2 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずるものとする。</u>	○	×	—
14	群馬県	○	(研修) 第37条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 教育委員会は、実施機関の職員に対し、 歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能 を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。	○	○	—
15	名古屋市	×	(情報活用能力の向上) 第9条 実施機関は、情報の保護及び管理に関する研修等により、職員の情報活用能力の向上に努めなければならない。 (人的情報保護対策の基本原則) 第14条 実施機関は、職員が第10条に規定する責務を果たすよう、必要な指導に努める等、人的情報保護対策を的確に実施しなければならない。 2 実施機関は、市の電子情報の保護に関する制度について周知徹底を図るために、職員に対して、電子情報の保護及び管理に関する研修を実施しなければならない。	×	×	—
16	大阪市	○	—	×	×	(公文書管理体制の整備) 第10条 本市の機関は、市規則で定めるところにより、 <u>公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。</u> 【現用文書のみ管理体制】
17	札幌市	○	(研修) 第40条 実施機関は、それぞれ、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	(公文書管理体制の整備) 第10条 実施機関は、 <u>公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。</u> (公文書管理規則等) 第11条 実施機関は、 <u>公文書の管理が第3条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め</u> （以下「公文書管理規則等」という。）を設けなければならない。 2 公文書管理規則等には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 管理体制の整備に関する事項 【現用文書のみ管理体制】
18	相模原市	○	(研修) 第39条 実施機関は、職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	(公文書管理体制の整備) 第11条 実施機関は、規則その他の規程で定めるところにより、 <u>公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。</u> 【歴史的公文書を含む公文書の管理体制】
19	宇土市	×	—	×	×	—
20	二セコ町	×	—	×	×	—

21	安芸高田市	○	(職員の責務及び職員に対する研修) 第26条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、市民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に公文書等を管理するよう努めなければならない。 2 実施機関は、当該実施機関の職員がその責務を果たすことができるよう、当該職員に対し <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
22	志木市	×	(職員の責務及び研修) 第11条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、自らの責任を自覚して公文書を管理するよう努めなければならない。 2 市長は、実施機関の職員に対し、 <u>公文書の適正な管理を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
23	草津市	×	(研修) 第16条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。	×	×	—
24	秋田市	○	(研修) 第32条 実施機関および地方独立行政法人は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 市長は、実施機関および地方独立行政法人の職員に対し、 <u>歴史公文書等の適切な保存および移管を確保するために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	○	—
25	小布施町	○	(研修) 第25条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	(管理体制の整備) 第24条 実施機関は、 <u>公文書等を適正に管理するため、その内部組織に公文書等の管理責任者を置かなければならない。</u> 【歴史的公文書を含む公文書の管理体制】
26	高松市	○	(研修) 第36条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 市長は、実施機関の職員に対し、 <u>歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	○	(行政文書管理規程) 第8条 実施機関は、 <u>行政文書の管理が第3条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規程」という。)を設けなければならない。</u> 2 行政文書管理規程には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(5)略 (6) 管理体制の整備に関する事項 【現用文書のみ管理体制】
27	三豊市	○	(研修) 第29条 市長は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
28	藤沢市	×	(研修等の実施) 第6条 市長は、第3条第2項及び第4条第2項の基準にのっとりた文書事務が行われるよう、研修その他必要な措置を講じなければならない。	×	×	—
29	高根沢町	○	(研修) 第23条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 町長は、実施機関の職員に対し、 <u>歴史公文書の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	○	—
30	天草市	×	(職員の責務及び職員に対する研修等) 第11条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、誠実に行政文書を管理するよう努めなければならない。 2 実施機関は、当該実施機関の職員がその責務を果たすことができるよう、当該実施機関の職員に対し <u>行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
31	大槌町	×	(研修) 第10条 実施機関は、職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
32	那須町	×	(研修) 第9条 実施機関の長は、それぞれ、職員に対し、 <u>公文書等の管理を能率的かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
33	豊島区	×	(職員の意識の高揚) 第14条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得及び向上させるために必要な研修等を行うことにより、公文書の管理に関する職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。</u>	△	×	—

34	渋川市	○	(研修) 第40条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	(公文書管理体制の整備) 第11条 実施機関は、規則その他の規程で定めるところにより、 <u>公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。</u> 【現用文書のみ管理体制】
35	八王子市	△ (申し出)	—	×	×	—
36	世田谷区	×	(職員の責務及び職員に対する研修) 第13条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、自らの責任を自覚して公文書を管理するよう努めなければならない。 2 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の適正な管理を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
37	野洲市	×	(研修) 第14条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
38	市川市	○	(研修) 第25条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	—
39	鶴岡市	×	(研修) 第21条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> 2 市長は、実施機関の職員に対し、 歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。	○	○	—
40	茅ヶ崎市	○	(研修) 第31条 実施機関は、それぞれ、当該実施機関の職員に対し、 <u>行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	△	×	—
41	熊本市	○	(職員に対する研修) 第45条 市長は、実施機関の職員に対し、 <u>公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u>	○	×	(公文書管理体制の整備) 第12条 実施機関は、規則その他の規程で定めるところにより、 <u>公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。</u> 【現用文書のみ管理体制】